

令和3年度宮城県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日
宮城県公表

はじめに

宮城県飼養衛生管理指導計画（以下、県指導計画と言う。）は、家畜伝染病予防法第12条の3の4及び国が定める飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表）に基づき定めるものである。

県指導計画は、本県の家畜の飼養状況、飼養衛生管理基準の遵守に係るこれまでの取組み状況、家畜伝染病の発生状況、防疫体制の整備状況等を勘案し、今後、本県の畜産農場の飼養衛生管理技術の向上及び家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に資するため、家畜の所有者、飼養衛生管理者、市町村、畜産関係団体、関係機関等と連携して、取り組む事項を定める。

なお、本県指導計画は、令和3年度から5年度の計画を示し、国が定める飼養衛生管理指導等指針に則して3年ごと（3年を1期）に再検討する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 宮県の家畜産業の現状

県内の家畜の飼養農場数、飼養頭数、分布及び飼養規模は下表のとおりである。

（令和2年2月1日定期報告集計）

	牛		鹿	馬	めん羊	山羊	豚
	乳牛	肉牛					
農場数	452	2,857	2	60	27	73	153
頭数	19,272	80,414	3	653	381	308	199,187

	鶏			あひる	うずら	だちょう
	採卵鶏	肉用鶏	種鶏			
農場数	65	54	7	5	4	1
羽数	4,574,767	2,119,117	88,479	11,508	17	2

II 特定家畜伝染病等の発生及び発生予防

1 高病原性鳥インフルエンザ

平成29年3月24日、県内で初めて22万羽規模の大規模採卵養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生した。防疫措置では、疑似患畜222,290羽を殺処分し、汚染物品（飼料166トン及び鶏卵277,526個）を疑似患畜とともに埋却し、72時間以内に完了した。

2 豚熱

令和2年9月8日、福島県会津若松市で発見された死亡した野生イノシシで、豚熱ウイルス遺伝子が検出され、本県は令和2年9月11日付けで、ワクチン接種推奨地

域に指定された。防疫指針に基づき作成したワクチン接種プログラムは、令和2年10月8日に農林水産省食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第61回牛豚等疾病小委員会で確認され、令和2年10月13日から、県内養豚農場153農場の豚熱ワクチン接種を開始した。初回接種は、令和3年1月27日完了したが、その後、防疫指針に従って、免疫付与状況確認検査及び継続接種を実施している。

併せて、令和2年10月2日付けで本県は、家畜伝染病予防法施行規則に基づく大臣指定区域となった。

3 牛ヨーネ病

本県におけるカテゴリーⅡ農場は7農場であり、牛のヨーネ病防疫対策要領に従って清浄化を推進する。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 基本的な考え方及び方法

(1) 対象農場

「豚及びイノシシ」、「鶏・馬」、「牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊」の順序で、指導に取り組む。

(2) 立入調査及び指導助言

牛等を飼養する農場では、牛ヨーネ病検査等に併せて、5年に1回とするが、定期報告において飼養衛生管理基準の遵守状況に指導すべき点が認められた場合、病性鑑定依頼があった場合には、適宜、立入調査を実施し、飼養衛生管理者に指導助言する。また、家畜改良に係る調査、相談窓口等を活用して、飼養衛生管理に関する情報共有、指導助言を実施する。

豚及び家さん等を飼養する農場では、基本的に、毎年1回以上の立入調査を実施し、飼養衛生管理責任者又は管理獣医師に最新の家畜衛生情報を提供するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況等を点検表によって確認の上、必要に応じて、指導助言する。

(3) 野生イノシシの生息域

「第三期宮城県野生イノシシ管理計画」で定める重点区域(21市町村)を野生イノシシの生息域とし、野生動物侵入防止対策強化地域(以下、強化地域という。)とする。その他の地域についても、飼養衛生管理基準の手引きを参考に、積極的に野生動物侵入防止対策を講じるよう指導助言する。

2 重点的に取り組む事項

- (1) 飼養衛生管理者の育成
- (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成支援
- (3) 野生動物の侵入防止対策

3 継続的に取り組む事項

- (1) 定期報告及び立入調査を基にした農場台帳の充実化
- (2) 立入調査による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言
- (3) 家畜衛生に係る情報の共有化

- (4) 家畜防疫員の確保及び育成の促進
- (5) 防疫体制の高度平準化
- (6) 農場ごとの防疫計画の高度平準化
- (7) 防疫研修及び実地演習

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向
を把握するために必要な情報収集に関する事項

I 家畜の伝染性疾病の発生状況の把握等

- 1 平時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行う。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、国が示す方針等に基づきサーベイランス検査、病性鑑定等を実施する。
 - (1) 牛ヨーネ病 5年1回 乳牛及び肉用繁殖牛(24ヶ月齢以上)
 - (2) 豚熱 年2回の免疫付与状況確認検査
 - (3) アフリカ豚熱 年1回の農場立入調査による臨床検査
 - (4) 鳥インフルエンザ 毎月の定点モニタリング検査
年1回の強化モニタリング検査

II 野生動物における豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況の把握

野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査は、防疫指針及び県が定めた「野生イノシシ〔死亡及び捕獲〕検査実施要領」に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携し、継続的に実施する。

また、本県の県南地域を中心に野生イノシシ捕獲重点エリアに指定し、市町村と連携して、年間300頭を目標に、捕獲した野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査を実施する。併せて、県域でのサーベイランス強化のため、市町村等との調整を行う。

◇令和3年度家畜伝染病予防事業計画〔抜粋〕

No.	疾病名	計画頭数	備考
1	牛ヨーネ病	6,297	定期(5年1回)
2	牛伝染性リンパ腫	881	入牧前検査・対策農場
3	アカバネ病	240	年4回
4	牛海綿状脳症	470	死亡牛
5	豚オーエスキー病	1,043	モニタリング
6	豚熱(養豚)	10,880	免疫付与状況確認検査
7	豚熱(野生イノシシ)	300	捕獲
8	アフリカ豚熱(野生イノシシ)	300	捕獲
9	高病原性鳥インフルエンザ	1,870	定点・強化モニタリング

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 実施方針

飼養衛生管理を高度平準化するために、①飼養衛生管理者の育成、②飼養衛生管理マニュアル作成支援に加え、野生動物により病原体の畜舎内への持込みが家畜伝染病の発生に大きな影響を与えていることから、③野生動物の侵入防止対策を重点的な取組みとする。

II 重点的に取り組む事項

1 飼養衛生管理者の育成

- (1) 選任された飼養衛生管理者には、農場への立入調査時や生産者団体等が主催する研修会の場で、PP 資料、リーフレット、冊子等を用いて、持続的且つ丁寧に説明し、理解醸成に努める。
- (2) 立入調査の際には、農場の所有者又は飼養衛生管理者と協働で、飼養衛生管理基準の自己点検表を基に、修正点、改善点、課題等を抽出した上で、農場での実情を鑑み、取組み優先順位を決定し、継続的な飼養衛生管理の高度平準化を図る。

2 飼養衛生管理マニュアルの作成支援

- (1) 農場ごとの飼養衛生管理マニュアルは、基本的に、家畜の所有者又は飼養衛生管理者が、管理獣医師と協働で、農場の実情に応じて作成する。但し、家畜の所有者等による作成が困難な場合には、家畜保健衛生所等が作成を支援するものとする。
- (2) マニュアル作成のための支援手段の一例は、次の通りである。
 - ア 飼養衛生管理者が日常の飼養管理作業や衛生管理の項目毎にノート等に出す。
 - イ 家畜保健衛生所で管理する農場台帳及び定期報告を共有化する。
 - ウ 農場内での飼養衛生管理に係る事項（手指消毒、専用長靴及び衣服の使用、施設設備等の点検、整理整頓）の手順を、リーフレット等により「見える化」し、農場内に表示する（看板等）。
 - エ 専用長靴、消毒に係る資機材は、農場の作業動線等を考慮して、設置する。
 - オ 飼養衛生管理者がノート等に出した内容を家畜保健衛生所と協働で精査しながら、作業手順シートに整理するか、又はノートに記載した内容を書き換える。
 - カ 農場台帳、定期報告、作業手順シート（ノート）、リーフレットを綴り、冊子化とする。

3 野生動物の侵入防止対策（強化地域：21 市町村）

(1) 強化地域内

野生動物の侵入防止対策を講じている養豚農場には、防止柵の破損の有無、周囲の除草等の管理状況を確認し、必要な指導・助言を実施する。強化地域内で野生動物の侵入防止対策が不十分又は未実施の養豚農場には、農場の実情、飼養衛生管理状況、畜舎の配置や構造、周辺環境等を総合的に勘案して方策を考え、飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（豚及びイノシシ）を参考に、様々な対策を講じながら、防護柵の設置に向けた指導を行う。

(2) 強化地域以外の地域

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（豚及びイノシシ）の方法や衛生管理区域境界に緩衝帯（草刈りや石灰散布等）の設置など、野生動物が畜舎への接近又は侵入を忌避する対策を推進するとともに、将来的には、防護柵の設置に向けた指導を行う。

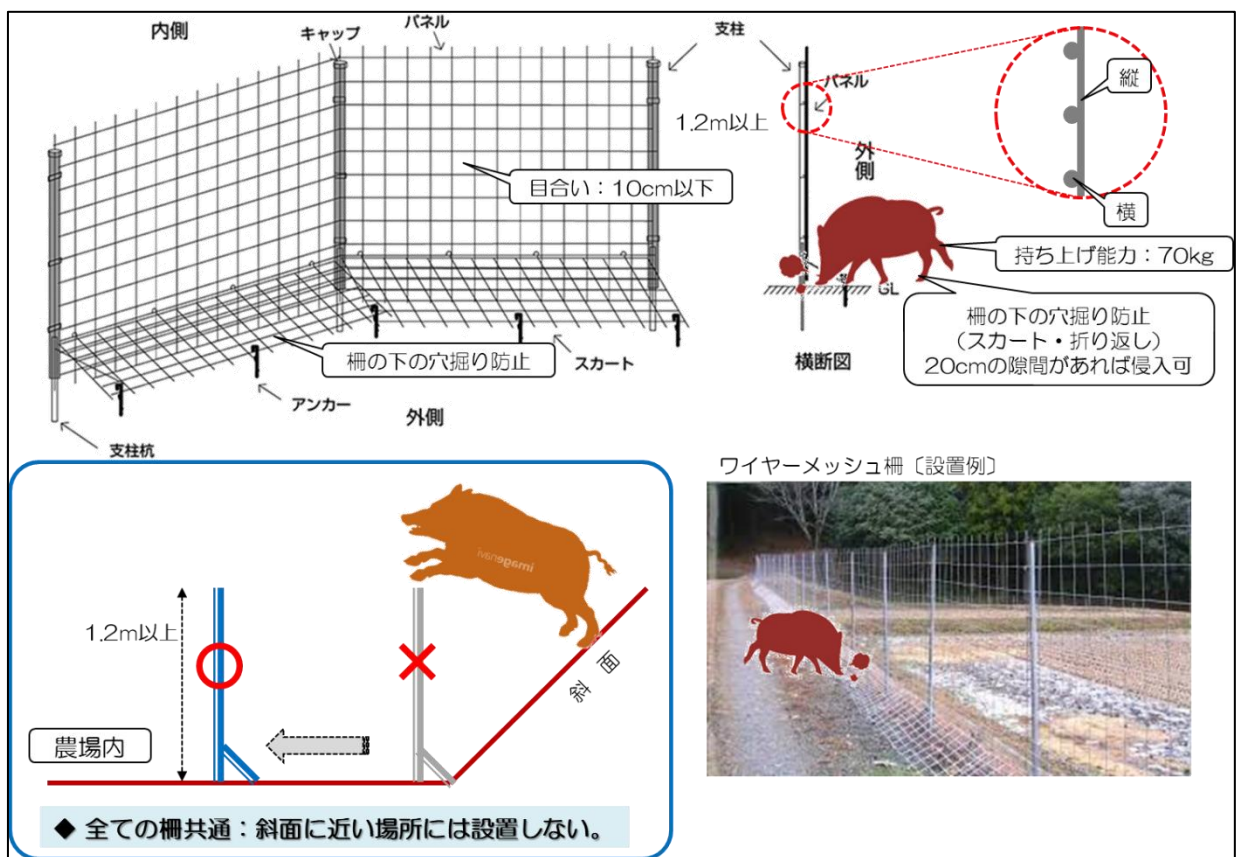
(3) 支援体制

農場のバイオセキュリティを向上させるために、消費・安全対策交付金事業等の活用を、経営体の経済状況を考慮して、推進する。また、県単独事業で、養豚農場の野生動物侵入防止対策に資する資材等の購入について、経済的支援ができるよう予算確保に努める。

◇野生動物侵入防止対策のための防護柵の管理

巡回・点検	下部修繕	破損修繕	雑草管理	門扉開閉
追い払い効果 破損箇所等の 早期発見	隙間 折り返し スカート	メッシュ拡大 破損部の拡大	柵周囲 見回り・点検 追い払い効果 破損の早期発見	確実な閉鎖

◇防護柵のイメージ図



※その他、金網柵、トタン柵、鉄柵等がある。

※農場周囲の環境を勘案し、防護柵を取り扱う業者の助言、意見を取り入れて設置

III 継続的に取り組む事項

1 定期報告及び立入調査を基にした農場台帳の充実化

- (1) 定期報告の記載事項は、各家畜保健衛生所が管理する農家台帳に反映させるとともに、防疫マップシステムの更新に活用する。
- (2) 農家台帳においては、特定家畜伝染病発生時に重要項目となる導入、出荷等に関する流通及び疫学情報の精度を高めるとともに、立入調査時の変更事項は常時更新し、農場の最新情報を把握するよう努める。

2 立入調査による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言

- (1) 農家が作成した自己点検表を基に、立入調査時（牛等：5年に1回・豚等及び家きん等：年1回以上）、当該農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。特に、養豚農場では、大臣指定区域の指定に伴う遵守事項を重点的に指導及び助言し、遵守の徹底を図る。
- (2) 家畜の所有者又は飼養衛生管理者と協働して、修正点、改善点、課題等を抽出した上で、その農場の実情に則し、取組み優先順位を決定し、飼養衛生管理の高度平準化を図るため、指導助言する。特に、農場及び畜舎への病原体侵入防止対策として、車両消毒の実施、専用衣服の整備、手指消毒の励行を重点的に指導する。

3 家畜衛生に係る情報の共有化

(1) 特定家畜伝染病の発生又は発生が疑われる事例

- 1 緊急連絡網による畜産関係団体、関係機関等へ迅速な情報の共有化を図る。
- 2 庁内も同様に、速やかに情報の共有化を図る。
- 3 市町村、家畜の所有者等には、家畜保健衛生所等から直接情報を伝達する。

(2) 県外での特定家畜伝染病の発生や野生動物での病原体検出の情報

- 1 緊急性等を鑑み、休祝日を含め、県畜産課から各家畜保健衛生所等経由で、市町村、畜産関係団体及び関係機関に伝達する。
- 2 家畜の所有者等には、畜産関係機関又は団体経由で伝達。
但し、緊急性の高いものは、家畜保健衛生所等から直接情報を伝達する。

(3) 平常時

- 1 畜産課は、家畜衛生に関する情報を、庁内の各部局へ家畜衛生情報を伝達する。
- 2 家畜保健衛生所等は、管内の市町村、関係機関、生産者団体、家畜の所有者等へ担当者会議、情報連絡会議等を活用して情報提供する。

4 家畜防疫員の確保及び育成の促進

- (1) 家畜防疫員（会計年度任用職員）は、民間又は開業の畜産動物臨床獣医師に依頼して、特定家畜伝染病の発生等に備えた家畜防疫員の確保に努める。特に、豚熱ワクチン接種の円滑な実施を目的とした民間又は開業の獣医師を積極的に任用し、家畜保健衛生所の負担軽減を図る。
- (2) 公務員獣医師は、獣医系大学への訪問、獣医系大学生のインターシップ制度を積極的に活用して、獣医系大学生の職場体験を推進するとともに、「獣医師養成確保修学貸付事業」を活用して、家畜保健衛生所の家畜防疫員の確保に努める。
- (3) 家畜保健衛生所の家畜防疫員の育成は、毎年数回開催される家畜衛生セミナー、家畜衛生研修会、防疫演習等によって、飼養衛生管理指導の技術的向上、特定家畜伝染病発生時の防疫措置におけるリーダー育成等、家畜衛生及び家畜防疫に関する知見を深める。

5 防疫体制の高度平準化

- (1) 要綱、要領及び疾病ごとの防疫対応マニュアルは、適宜、法改正、家畜衛生の情勢を踏まえ、更新、改正し、継続的な精度の向上を図る。
- (2) 特定家畜伝染病発生の防疫措置に関する汚染物品の処理について、市町村、産業廃棄物処理業者等との調整を進め、焼却施設等が活用できるよう協定等の締結に努める。
- (3) 県域及び地域では、年1回以上の情報連絡会議を開催し、最新情報の共有化、防

疫体制や役割分担を確認するとともに、防疫措置に係る各班のリーダー研修会を活用して育成に努める。

- (4) 迅速な防疫措置を図るためには、支援センターの機能向上が必要となるため、支援センターの運営に係る防疫演習や研修会を実施して、課題を抽出し、その解決を図る。特に、対策本部、農場仮設テント、発生農場の情報伝達体制の構築のため、初動時のインフラ整備が迅速にできるよう関係部局や業者との調整を図る。

6 農場ごとの防疫計画の高度平準化

- (1) 家畜保健衛生所は、特定家畜伝染病の発生に備え、迅速な初動及びまん延防止を図るため、農場ごとの防疫計画を継続的に更新する。特に、大規模農場については、定期的に農場主、農場従事者、管理獣医師を交えて、防疫計画に係る打合せを実施し、計画の更新や課題解決に努める。
- (2) 防疫計画には、①農場台帳、②動員計画、③防疫資機材、④埋却候補地、⑤消毒ポイントを記載するとともに、農場内での配置、作業動線、生体及び畜産物の流通、飼料、死体、家畜排せつ物に係る最新の疫学情報等を明記する。
- (3) 殺処分した家畜を含めた汚染物品によるまん延防止措置を迅速に図るため、埋却候補地を確保できていない農場において、現地家畜保健衛生所、市町村及び関係業者（建設業、産業廃棄物処理業等）が連携し、移動式レンダリング装置を活用した焼埋却に係る体制構築を図り、農場の防疫計画に反映させる。

◇埋却候補地確保及び移動式レンダリング装置等利用のための調整状況

	埋却候補地 (再調査含む)			埋却候補地 不可理由	移動式 レンダリング装置	移動式 焼却炉	産業廃棄物 処理業者
	一部不足	不足	公有地		設置場所	設置場所	
養豚	8	15	8カ所	湧水・水 源・文化財	候補地あり	—	協定調整中 (5業者)
(うち数)	廃業 (0)	廃業 (3)	利用可 (5)		(調整中)	—	
養鶏	32	0	—	湧水・水 源・文化財	—	検討中	16 (調整中)
(うち数)	廃業 (0)	廃業 (0)	—		—	—	

7 防疫研修及び実地演習

- (1) 防疫研修は、畜産関係機関に加え、生産者団体、家畜の所有者も参集し、最新の家畜衛生の情勢を伝えるとともに、テーマごとに外部講師を招いて、最新の知見を得る。
- (2) 防疫実地演習は、廃業した農場を活用した総合演習、班別演習等、様々な形式、想定で実施する。特に、初動時の支援センターの立ち上げ、情報通信網の構築等に焦点を置いた防疫演習を企画し、実施検証し、防疫マニュアル等に反映する。
- (3) 研修会又は実地演習では、参加者へのアンケート調査や事後研修会を実施し、研修会又は実地演習で検証、抽出された課題は、防疫対応マニュアルの改正や更新に活用する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 畜産関係団体、生産者団体等が主催する研修会等での情報提供

- 1 県域及び地域で開催する各団体の総会や研修会に積極的に参加し、家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準、家畜伝染病の発生状況等の最新情報を提供する。
- 2 開業獣医師、企業に所属する獣医師に対しては、県獣医師会が主催する総会や研修会、指定獣医師定例会等を活用して、家畜伝染病に係る情報や飼養衛生管理指導に係る情報提供、研修等を実施する。

II 県が主催する家畜衛生研修会等への参加誘導

畜産関係団体、生産者団体、生産者、開業獣医師等に対して、県が主催している家畜衛生研修会、防疫研修会や実地演習の開催を案内し、参加を誘導する。

III 活用可能な補助事業の説明及び誘導

農場のバイオセキュリティ向上のために、農場が組織する生産者団体が、消費・安全対策交付金事業が活用可能であることを説明し、活用を誘導する。

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業についても、活用できる事業があれば、参加できるよう誘導する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

家畜防疫員（会計年度任用職員）は、民間又は開業の畜産動物臨床獣医師に依頼して、特定家畜伝染病の発生等に備えた家畜防疫員の確保に努める。特に、豚熱ワクチン接種の円滑な実施を目的とした民間又は開業の獣医師を積極的に家畜防疫員に任用、又は知事認定獣医師に指定し、家畜保健衛生所の負担軽減を図る。

II 飼養衛生管理者の育成、研修等

1 基本方針

- (1) 農場の所有者及び飼養衛生管理者に対し、家畜衛生に係る最新の情報を、立入調査時、ファクシミリ、研修会等で提供するよう努める。
- (2) 飼養衛生管理者は、県、家畜保健衛生所、生産者団体等が主催する家畜衛生に係る研修会等に積極的に参加し、飼養衛生管理技術の向上に努める。
- (3) 家畜防疫員は、立入調査の際に、飼養衛生管理者に最新の家畜衛生の情報等を伝えるとともに、飼養衛生管理者は、農場の他の従業員へ周知するよう努める。

2 家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報共有

- (1) 家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス検査及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者、飼養衛生管理責任者、管理獣医師等に有用な情報を提供し、理解醸成に努める。
- (2) 市町村、畜産関係団体、獣医師等へは、ファクシミリ等の通信手段や、県域又は地域で開催する情報連絡会議又は担当者会議等で適宜情報提供する。

3 情報連絡体制

- (1) 県域及び地域での緊急連絡体制は、年度初めに、更新、共有化する。

- (2) 各家畜保健衛生所は、管内の家畜所有者から定期報告で報告された連絡先(電話、ファクシミリ等)を管理し、緊急的な疾病の発生状況や家畜衛生に係る重要な情報的確な提供に備える。
- (3) 平常時は、市町村、畜産関係団体、生産者団体等を通じて、家畜の所有者等に家畜衛生の最新情報等を適宜提供する。

Ⅲ 本県の飼養衛生管理の指導等の実施方法

1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び初期指導

- (1) 家畜防疫員は、立入調査の際、農場の自己点検表を基に、飼養衛生管理基準の遵守状況を聞き取り、手引き書を参考に確認し、遵守状況を記録する。
- (2) 指摘事項については、農場の実情等を勘案し、期限を定め改善するよう促す。
- (3) 一定の期間を得て、再度立入調査を実施し、指摘事項の改善状況を確認する。
- (4) 上記の(1)から(3)を繰り返す、それでも指摘事項を改善する意思が認められない場合には、文章にて指導する。

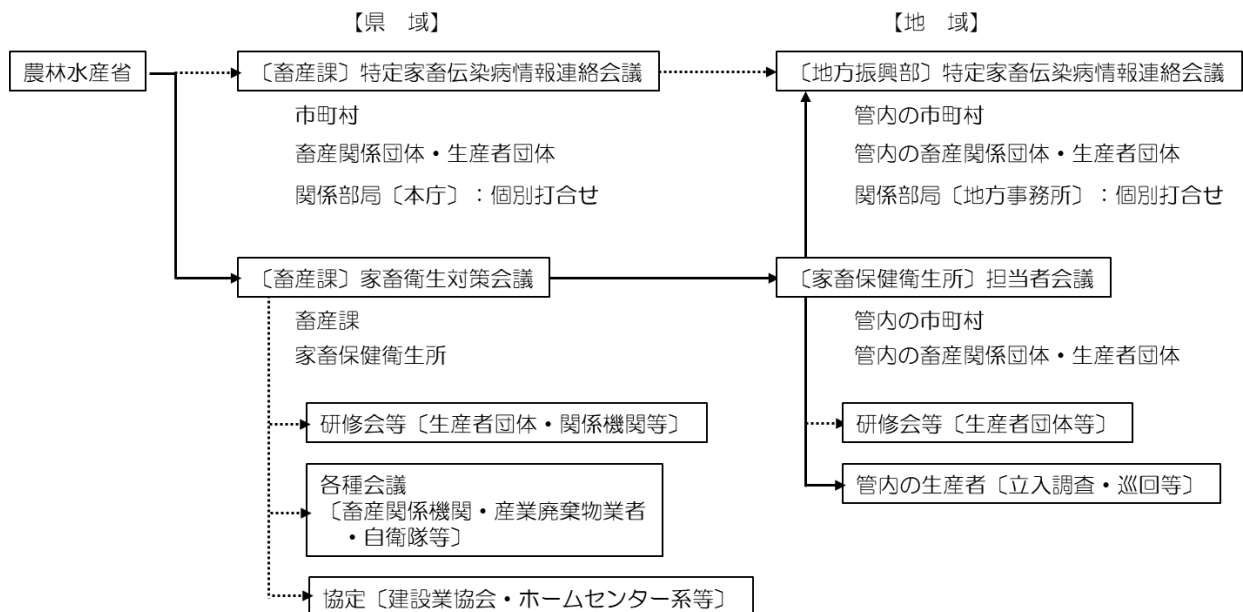
2 指導及び助言、勧告、命令

上記の1の(4)によっても改善等が認められない場合には、家畜伝染病予防法施行規則第21条の7及び法第3条の2に基づき特定家畜伝染病防疫指針の留意事項に従って、指導及び助言、勧告、命令を実施する。

第六章 協議会等の活用その他飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する事項

I 市町村、畜産関係団体、生産者団体等との相互連携に関する取組み

県域及び地域での担当者会議、情報連絡会議等を通じて、家畜衛生、家畜防疫等に関する情報の共有を図り、それぞれの役割分担等、家畜衛生及び防疫への認識を高めるよう努める。また、地域で家畜衛生及び防疫対策に取り組むことが出来るよう生産者を中心とした組織体制の構築を支援する。



- Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う農場の防疫措置に対する支援
農場のバイオセキュリティ向上を目的とした機器や資材購入に対して、経済的支援が出来るよう予算確保に努める。
- Ⅲ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針
特定家畜伝染病の疑い事例，発生のある恐れがある場合，発生時の初動体制は，下記の要綱等に従って，全庁的に対応する。
- 1 宮城県特定家畜伝染病対策本部要綱
 - 2 宮城県特定家畜伝染病対策本部設置運営要領
 - 3 宮城県高病原性鳥インフルエンザ現地地方支部(地域部)マニュアル
 - 4 宮城県口蹄疫防疫マニュアル
 - 5 宮城県豚熱・アフリカ豚熱防疫対応マニュアル
- Ⅳ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針
通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）を管轄する家畜保健衛生所は，関係機関と連携して，その定期的・計画的な指導等を実施する。

◇項目別の取組み実施スケジュール

項目		牛等	豚等	鶏等	馬
家畜の所有者の責務	法令	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
	管理者(重点)				
	情報共有				
衛生管理マニュアル (重点)	冊子化	●(令和5年)	●(令和3年)	●(令和4年)	●(令和4年)
	見える化				
衛生管理区域		(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
記録(作成・保管)		(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
車両消毒		(継続)	(継続)	(継続)	—
処理済み飼料の利用	加熱	—	●(令和3年)	—	—
	交差汚染防止				
野生動物侵入防止 対策(重点)	防護柵等	—	●(令和3年) 強化地域 その後,継続	—	—
	防鳥ネット			(継続)	
畜舎ごとの更衣	専用靴	—	(継続)	(継続)	—
	手指消毒				
衛生管理区域内の整理整頓・消毒		(継続)	(継続)	(継続)	—

(継続)：継続的な指導助言を実施するが、衛生管理マニュアルの重点取組み年度に、強化指導年とする。